

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年12月19日

上越市長 小菅 淳一

上越市規則第60号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年上越市条例第39号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行期日は、令和7年12月23日とする。